

(参考) 学校保健安全法施行規則より抜粋

第二種の感染症

- | | |
|-------------|---|
| (1) インフルエンザ | 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで |
| (2) 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| (3) 麻疹 | 解熱した後三日を経過するまで |
| (4) 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| (5) 風疹 | 発が消失するまで |
| (6) 水痘 | すべての発疹がか皮化するまで |
| (7) 咽頭結膜熱 | 主要疹症状が消退した後2日を経過するまで |

- ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症
- ・ 流行性角結膜炎
- ・ 急性出血性結膜炎

病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。必ず出席停止をおこなうべきものではない。